

令和3年第4回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和3年4月20日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
子ども青少年課長 香取 美弥
生涯学習課長 染谷 和之
スポーツ振興課長 豊島 寿
図書館課長 長塚 逸人
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 題
協議2 教育委員会の会議における議事録及び資料の取扱いについて
議案第36号 取手市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
報告第6号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
報告第7号 取手市教育委員会職員の注意喚起について（非公開）
報告第8号 地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について（非公開）

報告第9号	令和3年第2回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和3年度取手市一般会計補正予算（第3号）所管事項の同意について）
報告11	取手市いじめ防止基本方針の改定について
報告12	いじめ防止策の取組状況に関する報告について
報告第10号	取手市文化財保護審議会幹事の任命について
報告第11号	取手市立公民館長の任命について
報告7	取手市立学校評議員の委嘱について
報告8	取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について
報告9	取手市子どもと親の相談員の委嘱について
報告10	取手市学校教育相談員の委嘱について

8. その他

- (1) 令和3年第1回取手市議会定例会一般質問について
- (2) 5月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は、5名で定足数に達しております。令和3年第4回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

それでは、教育長報告をさせていただきます。5点ほど報告をさせていただきます。まず1点目です。小谷野教育委員の再任ということです。小谷野教育委員におかれましては、平成28年4月から教育委員に就任ということでございましたけれども、3月1日の取手市議会定例会におきまして、藤井市長のほうから小谷野守男教育委員の選任、再任の議案が提出されまして、議員全員の賛成によりまして選任が同意されました。新たな任期の開始日となります4月1日には、藤井市長から小谷野委員に任命状が交付されまして、令和7年3月31日まで3期目の任期となりました。よろしく願いいたします。ここで、小谷野委員から御挨拶をいただきたいと思っております。

○教育委員（小谷野守男）

小谷野でございます。また、こんな変な顔が会場に出るようになりまして、御迷惑かけますけれども、全力で頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。小谷野委員は学校のお勤め、教員の御経験もありまして、いつも教育委員会の中で学校現場にとってどうであるかという視点をすごく感じるところでございます。子どもたちにとってどういうことであるのか、教員にとってどういうことであるかということ、貴重な御意見を頂戴していますので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。

2点目です。令和3年度の市内小中学校の入学式でございます。4月7日（水曜日）に、小中学校の入学式が行われました。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、式典への参加者は、新入学の児童生徒とその保護者、教職員のみということで限定をさせていただきました。ただ、市を代表してお祝いということも大切でございますので、市長をお願いしまして、事前に収録した動画を各学校に送付いたしまして、視聴していただくような工夫を考えたところでございます。本年度の新入学の児童生徒数は、小学校が709名、中学校721名ということで、トータルで1,430名ということになります。この中で、小規模特認校となりました山王小学校につきましては、従前の学区外からの児童1名を加えまして10名の児童に入学をしていただきました。資料下部に写真があります。山王小学校の入学式、これは入学式終わった後の記念撮影の状況です。また、脇のほうに藤代中学校の入学式ということで、こちらについては生徒間の距離も取っている状況が伺えるかと思えます。

3点目でございます。取手オンライン美術館がオープンということで、市が所蔵いたします東京芸術大学取手市長賞受賞作品や、日本画、洋画、彫刻、工芸などの美術作品を、コロナ禍においても多くの皆様に楽しんでいただけるように、市のホームページ上に取手オンライン美術館を4月13日（火曜日）にオープンいたしました。随時更新いたしてまいりますので、ぜひ御鑑賞いただきたいと思えます。

続いて4点目でございます。令和2年度の東京芸術大学取手市長賞受賞式の開催ということで、これは美術分野と音楽分野がありますけれども、美術分野の受賞式のことでございます。4月14日（水曜日）にアートギャラリーで、第69回の東京芸術大学卒業・修了作品展において特に優秀な作品を収めた作品に贈られたところでございますけれども、令和2年度につきましては、油画「後奏（こうそう）」につきまして、常行哲弘（つねゆき あきひろ）さんの作品、工芸部門では彫金の「Little Pond（リトルポンド）」熊坂美友（くまさか みゆう）さんの作品について、市長賞が授与されました。お二人の作品につきましては、4月15日から4月28日まで、アートギャラリーに展示されているところでございます。また、もう一つ、音楽部門がございまして、こちらにつきましてはオルガン研究分野の田宮 亮さんと、ピアノ専攻の飯塚健之介さんにつきまして贈られたところでございますけれども、こちらについては市主催のふれあいコンサートに出演予定です。これまでの市長賞受賞作品や、ふれあいコンサートは、市のホームページでも御覧いただけるところでございます。

最後5点目でございます。市制施行50周年記念埋蔵文化財センター企画展ということで、昨年10月に市政施行50周年ということでございました。その記念する企画展ということで、第48回の企画展でございますけれども、取手の発掘50年史ということで、取手市とともに歩んだ行政による発掘調査の歴史をたどりまして、展覧会を開いているところでございます。展示の内容としましては、取手市の指定史跡中妻貝塚、小文間でございますけれども、こちらや市之台古墳群、下高井城跡など、市内の代表的な遺跡から出土した貴重な遺物を紹介しているところでございます。会期につきましては6月6日までということになってございます。また、関連行事として、遺跡ツアーを2コースに分けて、計6回、事前申込みの上開催しているところでございます。下に写真がございまして、特に中妻貝塚は、縄文人の人骨等で非常に重要なサンプルでございますし、神明遺跡のひすいの勾玉も非常に鮮やかな色彩を放っているところでございます。以上が私からの報告でございます。

これより本日の議事に入ります。

まず協議2，教育委員会の会議における議事録及び資料の取扱いについてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

それでは，協議2について御説明をさせていただきます。最初に，協議の理由について御説明いたします。市が設置する様々な審議会や委員会などでは，様々な会議が開催されております。このたび，市が設置する様々な会議の公開や会議録の運用について，統一したガイドラインが定められました。策定されましたガイドラインの名称は「取手市審議会等の会議の公開・会議録の作成に関するガイドライン」というものになりまして，4月1日に施行されました。教育委員会は，法律に基づいて設置されておりました，独立性を踏まえた行政委員会ですので，こちらのガイドラインの対象には厳密にはならないんですけども，このガイドラインの趣旨に準じた対応に努めることが必要だということから，今回，協議をさせていただくことになりました。

それでは，資料に基づきまして御説明いたします。まず，1の議事録の取扱いということなんですが，（1）の議事録作成の方法についてですが，議事録は現在，発言の全部を記載する全文筆記により作成しておりますが，今後，発言者の氏名については職名とお名前，姓と名のフルネームで記載をさせていただきたいと考えております。

次に（2）の議事録確定の方法についてですが，議事録は現在，教育長のみの署名で確定をしておりますが，これからは教育長のほか，会議に出席した委員全員の御署名により確定する方法に改めたいと考えております。もちろん，従前どおり，事前に事務局で作成しました議事録の原稿を教育委員の皆様にお送りして，事前に御確認をいただいた上で，次回の教育委員会定例会の開始時刻前に御署名をいただくというような流れにしたいと考えております。

次に（3）の録音データの取扱いについてですが，録音データについては議事録作成の補助手段の扱いとしまして，原則として議事録が確定した後は消去をいたします。

次に，2の議案等の資料の取扱いについてです。こちらについては，傍聴者の方に向けた閲覧資料は，教育委員の皆様へ配付しているものと同一の資料を，今後，お配りするという方法に改めたいと考えております。これまでは，資料の中の参考資料については，閲覧資料の中には含めておりませんでした。配付しておりませんでしたので，今後は議案と参考資料を含めて，教育委員の皆様と同一のものを傍聴者向けに用意するというにいたします。また，従前どおりではありますが，非公開での審議が予定される議案等については，閲覧資料から除外をしたいと思います。

協議事項の説明は，以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

それでは，説明は終わりました。

本件に対して質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

今度は全員署名ということになるわけですけども，その署名をするのは，会議

が終わった後にするという形になりますか、それとも違った日になりますか。

○教育長（伊藤 哲）

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

署名のタイミングについては、次の定例会の日、例えば今回4月ですので、次回5月の教育委員会定例会のときに、定例会の始まる会議前にお一人ずつ御署名をいただくということになります。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。議事録の作成方法についてで、教育委員会の会議の議事録は、会議における発言全部を記載する全部筆記による作成とするということ、こちらは先ほど御説明のありました、会議録の作成に対する市が出している全体のガイドラインの6番の会議録の作成方法（1）で、会議録は原則として要点筆記による作成とします。ただし、次の場合には全部筆記としますということ、アとイが出ていますが、教育委員会の会議録を全部筆記にする根拠は、この6番の（1）のイに当たるものでしょうか。会議や議事の性質上その発言の全部を記載し、保存することが適当であると各会議で別に議決したということ間違いはないでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

櫻井委員がおっしゃったとおり、こちらのガイドラインに当たるということになります。特段、教育委員会の会議規則とかの中では、議事録の全文筆記あるいは要点筆記というような区別は記載がございませんので、こちらの会議や議事の性質上というような取扱いの判断になります。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。そうしますと、この6（1）イのほうに、全文を記載して保存することが適当であると各会議で別に議決した場合という「別に議決した場合」という一文がありますけれど、教育委員会に関しては、この全文筆記に関する議決はどのようになっておりますでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

こちらのガイドラインのほうには、議決というような必要条件是書いてあるんですけども、教育委員会の定例会の会議録については、従前から基本的に全文筆記というのが既定の方法となっておりますので、特段、改めてこれについての議決というのは考えてございません。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

ほかにごございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより協議2を採決いたします。

お諮りいたします。協議2については，原案のとおり進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。教育委員会の会議における議事録及び資料の取扱いについては，原案のとおり進めていただきたいと思います。

本定例会の議事録について確認のため申し上げます。議事録は，会議における発言全部を記載する全部筆記による作成とし，発言者の氏名は職名（姓名）で記載いたします。なお，議事録は教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により確定させることといたします。また，会議の録音データについては，議事録作成の補助手段の取扱いとし，原則として議事録を確定した後に消去することといたします。

以上で協議2の議事を終わります。

続いて議案第36号，取手市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

それでは引き続き，議案第36号について御説明いたします。

提案理由といたしましては，議案に記載のとおりとなりますが，先ほどの協議2の結果も踏まえまして，議事録についての規定を一部改正するものです。また，これとあわせまして，会議における採決方法，請願の取扱い，傍聴の取扱いについて，他の法律や規則との関係を整理し，明確化するために改正をいたします。

それでは，改正部分について御説明いたします。文言の修正等も含まれますが，こちらの御説明は省略をさせていただきます。資料1ページの新旧対照表を御覧になっていただきたいと思います。まず，採決の方法についてですが，こちらは第8条第2項のただし書き部分ですが，通常は異議の有無を確認して採決を行っておりますが，仮に異議がある教育委員さんがいらっしゃった場合の採決の方法について，改正前は投票によって採決を行うことができるとしておりましたが，挙手などよりも態度が明確で曖昧さがないということから，改正後は起立をしていただくというようなことで採決する方法に改めるものになります。

次に，第10条の請願ですが，こちらについては，あらかじめございます取手市教育委員会請願処理規則に，請願の提出，処理，採決までの流れ，また請願者の発言の規定が明示されておりますので，こちらの規則を引用する条文に改めるものです。ただし，請願処理規則には，具体的な採決方法の明示がありませんので，こちらについては第2項として，起立の方法により採決する規定を追加いたします。

次に，第12条の議事録及び第13条の議事録の公表につきましては，先ほどの協議2の結果を踏まえまして，議事録の作成期限，確定方法，公表の方法について改正をさせていただくものになります。

最後に，第14条の傍聴については，先ほどの第10条の請願と同じように，取手市教育委員会会議傍聴人規則というのがございますので，こちらに傍聴の手續や制

限事項について明示がされておりますので、こちらの規則を引用する条文に改めるものです。

説明については以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

本件につきまして質疑，御意見ございましたらお願ひをいたします。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。ちょっと質問なんですけれども、この第8条の2項で、これから起立して諮るということなんですけど、例えば委員さんが車椅子だった場合とかには、その場合はまたこういう改正というか、変わるようになるのでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

猪瀬委員さんからの御指摘につきましては、確かに起立ができないような状況の方、あるいは場合があると思いますので、その場合には教育長のほうから提案によって起立に代えるような、採決の意思が明確になるような代替措置をとって、対応したいというふうに考えております。

○教育委員（猪瀬哲哉）

対策はとってあるということで、ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

文面的なものでお伺いしたいんですけど、第10条のところの請願というところがあるんですけど「取手市教育委員会に対する請願（以下「請願」という。）」というふうに入っていますが、ここは括弧書き必要なんですか。文面的には要らないかなと思うんですが。というのは、先ほど配っていただいた教育委員会の請願処理規則の第1条には「この規則は、取手市教育委員会に対する請願，陳情等（以下「請願」という。）」というふうにしてあるので、ほかにもあるんでしょうけど、これ、それぞれの部分のところを括弧して請願と言っているんだらうと思うんですよね。ここでは、もう既に請願という言葉にしてあるんだから、括弧書きはどうなんだらうかと、ちょっと疑問に思ったものですから、ごめんなさい。

○教育長（伊藤 哲）

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

お答えいたします。改正前の請願処理規則については、確かに第1条のところに請願，陳情等とありまして（以下「請願」という。）と、こういうふうにご覧いただけます。こちらは、請願や陳情というものを、それ以下の条文の扱いとして請願として取りまとめて文言として扱うというような整理の仕方だと思うんですけども、そもそも請願と陳情、あるいは場合によっては要望といったものは、中身としては同じような内容のものではあるんですけども、基本的には扱いとして違いがございます。請願については、例えば市議会ですと、紹介議員が必要であり、陳情ですと必要でない。また、委員会に付託されるものが請願であり、必ずしも委員会

のほうに付託されないものは陳情とか要望であるというような事務的な取扱い上の違いがございます。今回の改正後の規則で、あえて（以下「請願」という。）ような説明を加えているのは、確かに請願、陳情等というような並列的な書き方はしていないんですけれども、そういった請願、陳情といった、それぞれの違った事務手続を要するものについて、教育委員会として一つとして取り扱うというような意味で、例規上、このような扱いをしているというふうに事務局のほうでは考えて表現したつもりではおります。

○教育長（伊藤 哲）

ちょっと補足の説明をお願いいたします。事務局のほうから。

○教育総務課長補佐（蛭原康友）

すみません、総務法規係から少し補足をさせていただきます。請願に対しての括弧書きが、どうしてされているんだろうかというような御趣旨かと思えます。まず、「請願」というのが一般名詞なんですね。日本国憲法ですとか、請願法という法律がございます。請願というのは、国の行政機関ですとか地方公共団体ですとか、そちらに対して一般的に行われるお願いを請願と呼んでおります。ここで、なぜ括弧書きをしているかといいますと、「取手市教育委員会に対する請願」をここの文面では「請願」というふうに読みましょと、そういった意味合いでこの括弧書きをつけさせていただいているという趣旨になります。この第10条第2項の中で、また「請願」という言葉が出てきますけれども、これは「取手市教育委員会に対する請願」という意味合いになりますので、こういった表現をさせていただいております。以上です。

○教育委員（小谷野守男）

難しい。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。意味合いが難しいところありますけれども。

ほかにもございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

第13条で、議事録の写しの公表についての追加が、今までは事務局執務室だけだったのが、ホームページということが加えられました。こちらの議事録の写しの公表の期間は、どれぐらいになりますでしょうか。議事録が発生してから、例えば1年であるとか。

○教育長（伊藤 哲）

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

まず、第13条に、新たにホームページというものが加わっているというところについては、今現在、実際に市のホームページのほうで議事録については、議事録が確定後に公表しているような形になりますが、公表の期間については特段きっちりとした確定した定めというのはございませんので、例えば1年とか、場合によっては会議の数が多いような場合には、ホームページの仕組み上、システム上の関係で繰上げが短縮されるような場合もございます。確定した期間というのはございません。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 36 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は原案のとおり決定をいたしました。なお、改正後の会議規則につきましては、本日の定例会から適用することといたします。

委員の皆様にお知らせをいたします。これから議題となります報告第 6 号から報告第 8 号の 3 件につきましては、教育委員会事務局職員の人事に関する案件となりますので、議事の非公開を発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第 6 号、報告第 7 号及び報告第 8 号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。報告第 6 号、報告第 7 号及び報告第 8 号の議事は、非公開といたします。

傍聴の皆様におかれましては、非公開が議決されましたので、御退席をお願いいたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、引き続き会議を再開といたします。

報告第 6 号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。報告第 6 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

報告第 7 号、取手市教育委員会職員の注意喚起についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。報告第 7 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

報告第 8 号、地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。報告第8号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

[会議室開鎖]

○教育長（伊藤 哲）

それでは会議を再開といたします。

報告第9号、令和3年第2回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和3年度取手市一般会計補正予算（第3号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件について順次説明を求めます。まず大手教育次長兼教育総務課長、次に飯山文化芸術課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

それでは、報告第9号について御説明をいたします。今回の補正予算は、国の令和2年度第三次補正予算で追加されました地方創生臨時交付金を活用した事業を市の令和3年度の事業として予算計上をするものです。歳出補正の内容としましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、総額4億6,725万3,000円を計上するものです。そして、当面の課題である感染症拡大防止及び経済活動を含めた市民生活を総合的に支援するため、一次補正、二次補正に引き続きまして、市民生活支援、経済支援、感染拡大防止の3つの柱とした対策を実施いたします。

資料については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業課別全事業を御覧いただきたいと思います。まず、3ページの末尾に、事業費の合計の欄がございます。1億9,393万円ということで、市の歳出補正全体、先ほど申し上げました4億6,700万の約41%を教育費で占めておりまして、比較的高い割合となっております。

それでは、教育費の歳出について、この3つの柱の区分に分けて御説明をしていきたいと思っております。まず最初に、市民生活支援の項目、ナンバー1から5の事業について御説明をいたします。まず1点目が、令和2年度に実施しましたギガスクール環境整備事業の一環として配備したタブレット型パソコンの周辺機器を購入し、教育現場でのICT活用を図るため、小中学校分合わせて7,310万円を補正するものです。内容としましては、授業中にタブレット型パソコンの画面を投影する大型提示装置や児童生徒の持ち帰り学習時に利用する備品を購入するものになります。

次に、ナンバー2、教育情報機器整備事業になります。こちらは、家庭にインターネット環境がない就学援助世帯に対し、児童生徒がオンライン家庭学習を行うための通信環境整備に要する初期費用の一部を補助するため、170万円を補正するものです。なお、本事業は当初予算で議決をいただいたものですが、事業費のうち144万5,000円については、今回の交付金を利用し、財源充当の変更をするものです。

次に、項目の3と4、要保護・準要保護児童生徒就学援助費（課題図書等支給）についてです。こちらは、小中学校の就学援助認定を受けました児童生徒に対しまして、夏休みの課題図書等を支給するため、小中学校分合わせて347万3,000円を

補正するものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少が懸念される就学援助世帯に対しまして、学用品などの通常の就学援助費の支給に加えまして、夏休みの読書感想文課題図書並びに茨城県優良図書を配付することによりまして、児童生徒の学習機会の確保や保護者への経済的支援を図るものです。

続いて、項目の5、修学旅行及び校外学習の延期に対する支援事業についてです。こちらは、令和3年度、市立小中学校における修学旅行及び校外学習の中止又は延期等に伴い、キャンセル料等の追加的経費が発生した場合は、保護者の経済的負担を軽減するために市が支援を行うものです。小学校中学校分合わせまして1,029万2,000円を補正するものです。

続きまして、感染拡大防止の項目の事業について御説明をいたします。まず、学校の衛生設備に関連する項目について、まとめて御説明したいと思います。項目の8から10、校舎及び体育館のトイレ洋式化、あわせて項目の17から19、給食室のトイレ洋式化、自動水洗化の項目となります。こちらは、感染症予防対策として、一部の小中学校の校舎、体育館及び取手小学校の給食室のトイレ改修と自動水洗化を行うものです。事業費として、合わせて7,110万5,000円を補正するものです。ちなみに、今回の補正予算による改修後のトイレの洋式化率は、小学校で83.5%、中学校で100%になる見込みとなっております。

次に、設備以外の感染予防対策の事業について御説明いたします。項目の12から16になります。こちらは、消毒液の購入や日常の消毒作業について、教職員の業務量軽減を図るため、小学校については会計年度任用職員の配置、中学校についてはシルバー人材センターへの委託を行います。また、教職員が児童生徒の体調管理や家庭での状況確認を行うための電話代等の通信運搬費等の必要経費、合わせて1,506万8,000円を補正するものになります。

最後に、項目の11、教育委員会・小中学校オンライン化推進事業についてです。こちらは、市の教育委員会と小中学校の校長会、教頭会及び養護教諭部会といった会議をオンラインで開催する環境整備を行うものです。そのため、本事業に必要なノートパソコンの配備や、ギガスクール構想に関連する各種システムに接続するための設定業務を委託するための経費1,144万円を補正するものです。

教育委員会の所管事業の説明は以上となります。続きまして、文化芸術課飯山課長より御説明いたします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課所管の3つの事業について御説明いたします。まず、経済支援事業の項目、2つの事業について御説明します。資料1ページの下、6番、壁画制作事業、芸術活動発信の場で拠点でもある市民会館入り口正面に、コロナ禍で活動の場を失ってしまった市内在住又は取手市を活動の拠点としている芸術家に壁画を製作してもらい、経済支援をするとともに、市内外の施設利用者等にアートのまち取手をPRしていくための壁画によるまちづくり委託料693万円を補正するものです。

7番、指定管理者休業支援補助。市民会館・福祉会館の指定管理者である公益財団法人取手市文化事業団に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用制限があった令和3年1月18日から2月8日の利用料等の減収額2分の1を、事業継続を支援するために交付する休業支援金44万2,000円を補正するものです。

最後は感染拡大防止の項目になります。20番、パーテーション設置。新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、密を避け、安心して施設に入場できる環境を整

備するため、ベルトパーテーションスタンドを市民会館・福社会館に設置する費用38万円を補正するものです。以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

本件に対して質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。市民生活支援1番の持ち帰り学習用の周辺機器など追加整備ということなんですけれども、こちらの持ち帰り学習の機器というのはどのようなものなのかお聞かせしてもらってよろしいでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

今回、持ち帰り学習用に購入する周辺機器につきましては、まずタブレットカバー、落としたとき等にクッションになるような。それとヘッドセット、オンラインの会議等に使うものですね。それと持ち帰り用のACアダプター、充電するアダプターを購入する予定でいます。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。今の猪瀬委員の御質問の続きなんですけど、今、新型コロナウイルスの拡大がまた大変になってきて、遠隔授業に移行する可能性も大きくなってきているんですけど、今の取手市のGIGAギガスクールの進行状況というか、本当に学校を閉鎖しなきゃいけなかったときに遠隔授業ってどのぐらい可能なのか、ちょっと関連質問になりますけど、教えてください。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

お答えいたします。取手市におきましては、マイクロソフトのTeamsを導入しまして、そのオンライン会議の準備を各学校で進めているというのが現状でございます。学校におきましては、昨年3月ですかね、その時点でもうTeamsを使い始めている学校もございまして、その学校規模により設定に時間を要しているというところもあり、差があるというのが現状でございます。なお、今現在、市の教職員の研修につきましても、オンライン研修のほうを順次実施しておりまして、本日も午後、学力向上研修会があるのですが、これに関してもTeamsを使つてのオンラインでの研修ということで、順次進めている状況でございます。

○教育委員（石隈利紀）

わかりました。いつ学校閉鎖というか、広まったら学校が開かないので、ぜひ準備を進めていただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。そのほかございますか。小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

できたらばやってほしいなという中身で、市民生活支援の5番の修学旅行関係なんですけど、現在の状況では、実施する・しないのことにしましては、どの程度まで進んでいるんでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

お答えいたします。通常、通年であれば中学校の修学旅行につきましては5月に行われていたことと思います。今年度の修学旅行につきましては、昨年度の末の時点で、中学校長会を通して、各家庭へのアンケートなどを実施した結果を踏まえて、今年度は9月以降の実施ということで予定を変更しております。その際、校長会と協議をしまして、9月以降の修学旅行につきましては、泊数、それから方面についても、各学校において検討を進めるということで、従来の2泊3日でなければならないとか、京都、奈良でなければならないということではなく、学校行事の目的に合わせて生徒、保護者の意見を踏まえながら検討しているという状況でございます。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。幾つかあるんですけど、まとめてよろしいでしょうか。

まず1つ目、1ページ、ナンバー2、市民生活支援の教育情報機器整備事業について、家庭にインターネット環境がない就学援助世帯に対し、環境整備に係る初期費用の補助、具体的にはどのようなことをされるんでしょうか、さらに具体的には、例えば持ち運び用のポケットWi-Fiみたいなものを市で買って貸与する、あるいは各家庭にWi-Fiを引いてしまう。具体的には、どのような環境整備に係る初期費用をお考えで、また、その補助に関してはどのぐらいの補助をされるのかということをお伺いしたいと思います。

2つ目が感染拡大防止の12番、感染症予防の対策として、各小学校に消毒作業に従事する会計年度任用職員を配置するということですが、こちらの方々は各学校でどのような活動をされるのか、また、その活動時間等もお伺いしたいと思います。

3つ目ですが、14番、感染症対策電話連絡費が小学校、中学校とも計上されておりますが、この電話代等の通信運搬費確保は、具体的にはどういうことなんでしょうか。個人の携帯代まで補填するものであるのか、あるいは学校側に学校で使うであろう電話代をちょっと多めに渡しておくことであるのか。

あと、こちらの説明のところにはないんですが、全体の予算、補正予算書の中の15ページの教育費、事務局費のところ、新型コロナウイルス感染症対策経費の教育センターシステムクラウド運用管理というのがあるんですけど、これ教育センターのほうで、どのようなクラウドをどのような目的で入れているのか。それが現場とどのようにつながるのかお伺いしたいと思います。

あと最後に、今、石隈委員のほうから御質問がありましたオンラインのほうで、大越課長がTeamsについて学校により差があるとおっしゃいましたが、その差なん

ですけれど、なぜその差が生まれてしまっているのか。例えば学校が古くて、うまく Wi-Fi がつながらなくて Teams がうまくつながらないんだという、そういうようなハード面であるのか、あるいはソフト面であるのか、その学校による差がなぜ生まれてしまっているのかお伺いしたいと思います。すみません、たくさんあって申し訳ありません。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、5つの項目、順次回答をお願いします。まず、直井課長。

○学務課長（直井 徹）

それではお答えします。まず2番の補助金のほうです。こちらにつきましては、家庭内に環境がない方ということで、委員おっしゃったようにモバイル Wi-Fi を購入する経費、もしくは光回線等を引き込む経費、その契約等に係る初期費用分を補助しようと考えています。補助の規模としましては、1世帯当たり最大1万円、初期費用、今調べますとポケット Wi-Fi なんかは大体3,300円くらいから購入できるところがあるようなので、そこであればもう全額行ってしまおうと。光回線等で高くなってしまおうと、2万程度の初期費用を今見ているんですけれども、そこについては2分の1くらいの補助になるだろうという計算で上限1万円と定めています。

続きまして用務員ですね。用務員につきましては、子どもたちが帰った後に共用部分、水道周りですとか、階段の手すり、そういったところの消毒を主に担当していただこうと思っています。1日あたり4時間の予算を確保しております。

続きまして14、15の電話代につきましては、こちらは健康観察等を忘れてしまう子どもたちがやっぱりいるそうで、その確認のために学校から家庭へ電話する頻度が多くなっているそうです。そこで、学校の電話代が上がってまいりますので、その差額分、学校の電話代の差額ということで計上しております。

それから、教育センターシステムクラウド運用管理委託料というのは、こちら新たに購入するパソコン、オンライン会議用のパソコンをGIGAスクール等の授業等にも使えるようにするので、そのための設定費用でありますとかライセンス料がここに入っております。私からは以上です。

○教育長（伊藤 哲）

続いて大越課長。

○指導課長（大越 茂）

お答えいたします。子どもたちが今現在所有している端末なんですが、端末の画面上には Teams のアイコンが当初から設定をされております。これは想定外のことだったんですが、当初そのアイコンをクリックすることで、もう Teams が立ち上がるということで想定をしていたところなんですけれども、学務課の情報担当の職員のほうから情報提供がありまして、そのアイコンをクリックしただけではつながることができず、一度更新作業に時間を要するというございました。その学校規模、児童生徒数の差により、その更新作業を教職員の手で行わなければならないということもございまして、そこで差が生じているのが一因でございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今、最後の大越課長から、その Teams の更新作業、それ分かるんですけれど、その状態で例えば実際に行うとオンラインというこ

とで、家庭とつないだときの更新作業と、またそういったところを各子どもたちがやるのか、あるいは学齢が低い場合には親御さんがやるのか、その辺もうちょっと使いやすくしておいたほうが、実際のオンラインで困るかと思うんですけど、いかがでしょう。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

まず、この後ゴールデンウィーク前に一度端末のほうを全児童生徒、小学校1年生と中学校1年生は初期設定を終えていないので、その学年を除くのですが、家庭の持ち帰りを検討しております。その中で、ネット環境の整っている御家庭につきましては、家庭用のWi-Fiとの接続のところについてマニュアルをお示しをしながら、各家庭の保護者の御協力を得て進めてまいりたいと思います。その後、また月を改めまして、今度はTeamsでの接続という作業を行って、その環境がきちんと整っているかどうかという確認は進めてまいりたいと思っております。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

その更新も先生方がやられているということで、大変だということがよくわかりました。そのIT関係の支援担当の教員というのは、各学校に今いらっしゃるんですかね。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

各学校、情報教育担当の教員という者がおります。今年度も第1回目で、トラブルシューティングということで、各学校で散見されているそのトラブルの事例について共有を図って、その対処方法についても研修を行ったところでございます。

○教育委員（石隈利紀）

こういう補正予算が来たときに、そういう教員がリーダーシップをとるのはもちろんなんですけど、ITに強いスタッフというか、そういう先生方の負担を減らしたりとか、あるいは家庭の支援を行ったりというような活用の仕方も今後検討できれば、先生方の負担も減って、より現実的に支援ができるかなと思います。専門性も必要だと思いますので、これは参考意見です。

○教育長（伊藤 哲）

サポートスタッフの学校回りも始まりましたので。

○教育委員（石隈利紀）

そういうところもこういうお金を使えるということですかね。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第9号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第9号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第9号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

それでは、議事の関係で報告11に移らせていただきたいと思います。

報告11、取手市いじめ防止基本方針の改定についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いをいたします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

よろしく申し上げます。スライド番号で言いますと68番からになります。報告11、取手市いじめ防止基本方針の改定について、別紙のとおり報告をさせていただきます。

スライドの69から改定しました基本方針が映し出されているかと思えます。この改定の目的と根拠についてです。令和2年1月18日、取手市いじめ問題専門委員会より、取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言が示されました。また、令和2年4月1日には、再発防止策の提言を受けて「取手市新しい学校教育三つの取組」を導入したところですが、この三つの取組について、この取手市いじめ防止基本方針に施策として明記をして、着実に実行することを目的として改定に至りました。なお、根拠といたしましては、取手市みんなでいじめをなくすための条例の第4章、第9条の3から5に実は明記されておりまして、いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更するものとする。市は、いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、取手市いじめ問題対策連絡協議会の意見を聴くものとする。そして、市は、市いじめ防止基本方針を——中略させていただきまして、変更したときには、速やかに公表するといったところがございました。これを受けて、取手市いじめ防止基本方針を改定いたしました。

主な改定のポイントのみお伝えさせていただきます。スライドで言いますと74枚目のスライドになります。御手元の紙媒体の資料ですと、3ページになります。⑦番、⑧番、⑨番に関して今回の改定で加筆させていただきました。⑦番については、クラス内の児童生徒の関係性に関する記事を記載しております。⑧番については、児童生徒のいじめがあった場合の被害、加害に関する関係性の修復を急ぐ余りに、謝罪の在り方について、具体的なことを書かせていただいております。⑨に関しては、児童生徒の生命、財産に重大な被害が生じるときには、直ちに警察に相談・通報するといった文部科学省からの通知文書を参考に⑨番として明記をいたしました。

続いて、同じページの下のところ、表面的な関係性からは見えにくい例、こちらについて今回の改定で加筆させていただきました。表面的にはなかなか見えにくい、例えば特定の曜日や時間に保健室に行く、遅刻欠席が増えた、部活動を休むことが増えるようになった、そういったときには、もしかすると表面的には見えない何かがあるのではないかとといった具体的な例をこちらに記載させていただきました。また、スライドで言いますと84ページ、4枚目になります。資料で言いますと、13ページになりますが、こちらには令和2年4月から導入した三つの取組の中

の全員担任制，チーム指導，教育相談部会のシステムについて，こちらを加筆させていただいております。

続いてスライドの96枚目，資料1，御手元の資料ですと25ページ目，いじめ事案発生時の対応フロー図についてです。フロー図の中ほどに，「情報共有」と書かれていまして，上下に矢印が伸びているところがございます。このことについては，事案によって，学校と関係機関の連絡に限らず，行政機関が直接関係機関と連絡をすることによって，その解決に導くための実行力を高めるといったところを，こちらを今回加筆させていただきました。なお，4月6日以降，市のホームページ，市教育委員会のホームページ等に公表をさせていただきました。

報告を終わりにします。

○教育長（伊藤 哲）

以上で報告は終わりました。

本件に対しまして質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

いじめ防止の市の条例が出て，毎年こういう具体的なことが加筆されるのは，とてもいいことだと思います。ぜひ，先ほどの3ページに⑦⑧⑨と具体的な教職員や私たちが気をつけるべきこと，ここで議論したことも踏まえて加筆してあって，これはぜひ全教員に徹底して，共有して，特に教員の言葉は意図的なものであれ，無意識的なものであれ，非常に大きな力を持っていると，我々大人は子どもに対してすごく大きな力を持っているということ意識することは本当改めて大事ななと感じました。こういう丁寧な努力はとてもすばらしいと思います。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

年度が明けて新しい年度を迎えると，先生方も替わりますし，今までの先生方も気分を新たにスタートするというような状況になります。今，石隈委員がおっしゃったように，教員へのしっかりとした働きかけというのは，毎年必要だし，また毎年ばかりでなくて，今は前後期になりましたけど，どこかの機会に研修として取り扱っていくということは，今後も進めていく必要があると思うんですね。人間ってどうしても，よしあしではないんですけど，忘れてしまうこと，それから覚えているんだけどちょっとぼやけてしまうこと，こういったふうなことが月日がたつにつれてやはり起こってくると思うんですね。そういったものを見直していく上でも，この資料をしっかりと活用していくという姿勢で今後も進めてもらいたいなという思いでいっぱいでございます。これ膨大な資料でございますけど，本当にお疲れさまでございました。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

市の方針をこういった形で改めさせていただいて，学校でもそれぞれ方針を改めていますので，そういった方針を改定する。あとは，一人一人の教員に対して浸透するようということは今後も心がけていきたいと思っております。ありがとうございます。

そのほかございますか。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。いろいろ新しく加筆されて，よりよいものになっている

などと思ひまして、進学とか新入学など多分不安がすごく大きい子どもたちもいて、先生たちがちょっとした変化に、最初だから難しいかもしれない、ちょっとした変化ということにぜひとも気づいてもらって、学校ともよりよい関係をつくってもらいたいなというのと、あと学校と委員会とかでも簡単に相談できる、ちょっとしたことでも話し合える、よりよい関係性をつくってほしいと願うのが委員としても、一保護者としても思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

改定に対する御説明ありがとうございました。一つ疑問なんですけど、3ページの改定された箇所です。具体的ないじめの対応の例が上に載ってしまひて、下に、表面的な関係性からは見えにくい例というのがあるしまひて、この表面的な関係性から見えにくい例というのを詳しく読んでいくと、これは何について書いてあるのかなというような疑問があるしまひて、これは表面的な関係性からはいじめには見えにくいけれど、こういうサインが出たら、それはいじめかもしれないよということを書いてあるということでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。なかなか子どもたちの学校での生活上からは見えにくいケースではあるんですけど、こういった異変があったときには、もしかするとその背景には何かあるかもしれないといったことで記載させていただきました。

○教育委員（櫻井由子）

もう少しわかりやすいタイトルをつけていただければありがたかったかなと思ひます。表面的な関係性からはというのをよく読んでいくと、全部表面にあらわれてることなんだけど、何のことだろうなと思ひました。

あと、もう1点。ざっとですけれど拝読させていただいて、事前にお送りいただいたものも含めて拝読させていただいて、保護者のこと、学校と保護者の関係、あるいはこのいじめに関して、教育委員会と保護者の関係性、そういったことに対する言及が、保護者の方はこうしてください、あるいはこういう態度でいてくださいというのが19ページに書かれているだけで、ただ実際の問題、いじめの対応に関しては、学校と保護者と、また教育委員会との連携が何より大事ではないかと、今までの教育委員の経験からも感じております。その学校と保護者と教育委員会の連携について、この後、またこれは改定を重ねて、より内容を充実させていくものと思ひますが、今後、連携についても触れていただければと思ひます。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。そのほかございますか。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。すみません、校務の関係で11時に出るものですから、あわせて報告12のほうの最後の相談の案内のほうにだけ一言、よろしいでしょうか。順番が飛んでしまひて申し訳ないです。

前もって送っていただいて、次の報告12も読ませていただきました。一番最後に、小学生の皆さんへ、それから中学1年生の皆さんへ、中二、中三の皆さんへ

と、相談してくださいという資料があって、とてもいいと思うんですけど、一言だけ申し上げたいのは、例えば紙の資料の14ページの小学校の皆さんへというところに「秘密は守ります」というふうに書いてあるんですけど、この秘密を守りますという言葉はないほうがいいと思います。つまり、相談を受けるときには、秘密を守ることと、先ほども出ましたけど、先生方、保護者と一緒に情報を共有すること、このバランスの中で子どもたちの命や生活を守ることなので、全ての秘密が守られるわけではないんですね。ですから、最初から秘密を守るという約束はできないというのが相談で大事なところで、あなたが言っていることを大事にして、でもあなたを守るためには、ほかの人と協力することもあるよ、でもほかの人にあなたが言ったことを伝えるときには、あなたにお話しして相談するからというスタンスだと思いますので、秘密は守りますというのは外しても、相談に来てくれる子は相談に来てくれると思いますし、秘密を守りますというと非常に難しくなるのと、約束を守れなくなってしまうので、これはないほうがいいなというのを前もっていただいた資料で、また御説明の前に恐縮ですけど、意見です。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

ありがとうございます。実際に相談業務を進めていく中で、委員から御指摘のあったように、子どもの命を守るといったところについて、やはり相談を受けた相談員等に関しましては、学校や保護者との連携を深めていく必要があるといったものに関しては、本人の承諾を得るようにしながら語りかけていく。その一方ではといったところでの対応をとらせていただいております。この秘密を守るというのは、子どもたちにとって電話をしてきたり、相談してくるというのは物すごくハードルが高いと捉えていましたので、少しハードルを下げるといった意味で使わせていただいた文言でありますので、もう一度検討して、改めて改定をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。報告11はよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

質疑、御意見なしと認めます。これにて報告11の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告11の議事を終わります。

続いて報告12、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

よろしくお願ひいたします。いじめの取組状況に関する報告についてでございます。まず、御手元の資料、スライドで言いますと101になりますが、三つの取組に関する生徒・保護者向けガイドというものを作成し、中学校のほうに配布をいたしました。主に昨年度末、教育委員会、校長会等で協議を重ねていく中での変更点、また新しく取手市にお迎えした先生方に対して、そして小学校から中学校に入学してきた保護者、子どもたちに対してといったところでの説明といったものが主とな

っております。

続いて、スライドの103枚目、三つの取組の概要説明といったところで、今と関連した説明になりますが、4月8日の校長会で再度、今年度の全員担任制と教育相談部会の取組について内容を確認させていただきました。新しく来られた校長先生方に概要なんですけど、説明をさせていただいたんですけど、先ほど小谷野委員からもございましたとおり、なぜこの取組が導入されたのかといった、そこをもう少し丁寧に説明していく必要があるというふうにとらえました。

続いて、資料の3番ですね。民生委員・児童委員連絡協議会における三つの取組の報告についてといったものになります。今、校長会でお示しした内容のものについて、今週の金曜日なんですけど、この連絡協議会のほうに私も参加させていただきました。繰り返しになりますが、この三つの取組を導入した経緯、具体的な内容、そして1年間行った成果と課題、そして今年度といったことについて、お時間をいただきまして説明をさせていただく機会をいただきました。こういった形で、子どもたちの応援団といったものをどんどんどんどんふやしていければなというふうを考えております。

続いて、先ほど石隈委員からもございました案内、こちらのほうに関しては中学校2年生、3年生に関しては、この資料の中にSTOPitのQRコードを添付して、いつでも相談していいんだよと言ったところ、相談の窓口はたくさんあるんだよといったところでの呼びかけを粘り強く行っていきたいと考えております。

最後に、取手市いじめ防止基本方針の公表についてといったところは、先ほどの報告11で説明をさせていただきました。先日行われた生徒指導主事研修会でも、改定のポイントを説明し、今、学校の基本方針を作成しているところです。また、今年度事業を継続していく中で、改めて改定するポイントはこういったところなのかといったところも、毎年毎年見直しを図っていきたいと考えております。

以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

今、相談先がたくさんあるよというメッセージは、とても大事だと思うんですね。東大の小児科医で有名な熊谷さんという御自身も脳性麻痺の方がいらっしゃるんですけど、彼の言葉の中で「自立とは依存しないことではなくて、依存先を増やすことだ」という言葉があって、これ全員担任制もそうなんですけど、1人の折り合いのつく人にたくさん相談するというよりも、相談先が幾つかあるというのが一番立つか子どもをサポートになると思いますので、そのメッセージをぜひ大事にさせていただきたいと思います。

すみません。では、この辺で失礼します。

〔石隈教育委員が退席〕

○教育長（伊藤 哲）

石隈委員は、お仕事の都合で退席となります。ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして質疑、御意見をお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

今、御説明ありがとうございました。3番の民生委員・児童委員協議会における報告について、今度の金曜日に行われるのは主任児童委員会であって、民生委員・児童委員連絡協議会ではございませんので、そこだけ御訂正をお願いします。なかなか組織上、民生委員・児童委員と主任児童委員と、それ以外の方にお分かりいただけないところがあって、民生委員としてももっと周知徹底していかなければならないなと思っておりますが、今度の金曜日に行われるのは、民生委員・児童委員の中でも主任児童委員の会議でございます。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。失礼いたしました。

そのほかございますか。小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

いろいろな資料を子どもたち向けに配っていただいて、本当にありがとうございます。本年度は2年目の取組、三つの取組になるわけですけど、引き続きまた各学校で検討していただきたいと思うのが全員担任制の期間なんですね。1週間、2週間、1か月、それぞれ学校によってやっているわけなんですけど、例えば6クラスぐらいの規模の学校だと、1か月担任制だと多分年間2回しか回ってこないという状況なんですよ。それが子どもたちにとって果たしてどうなのかなということを感じるわけです。相性というのは、これはどうしても出てきちゃうんですよ。それが本来、教員としてはいいんでしょうけど、なかなかそうはいかないというのが人間なんですよ。そういったところで、子どもを救う手段としては、早く先生方と会える機会を持つということは大事なかなというふうなことも思っています。そんな意味ではひと月はちょっと長いのかななんて気もしないでもないんです。この1年間ちょっと考えていたんですけど。そんなわけで、学校によっては、そのほうが安定してよかったという意見も出るでしょうけど、それぞれ意見を持っていただいて、大まかにこんなふうな方向性が、こういうときには役立つよという方向性が出るというのを自分の中では思っています。引き続き期待して見ていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

貴重な御意見ありがとうございます。校長先生、教頭先生、現場の先生方の意見にも耳を傾けながら進めていくべきか、昨年度に引き続き見直しを図っていきたいと考えております。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。そのほかございますか。

この問題につきましては、また、おいおい報告なり、御意見ちょうだいできるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは質疑、御意見なしと認めます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

これにて報告12の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告12の議事を終わります。

続いて報告第10号、取手市文化財保護審議会監事の任命についてを議題といたし

ます。

本件についての説明を染谷生涯学習課長お願いをいたします。

○生涯学習課長（染谷和之）

報告第 10 号，取手市文化財保護審議会監事の任命についてを御説明いたします。

取手市文化財保護審議会条例第 9 条におきまして，会務を処理するために監事若干名置くこととされております。追加資料として，条例を配付させていただいております。条例に基づきまして，審議会を所管しております生涯学習課，埋蔵文化財センター職員 2 名を監事として任命しました。監事の役割ですが，会長より命があった場合，審議会の開催通知及び審議会開催の資料作成及び審議会終了後の会議録の作成が主な事務となっております。

以上で御説明を終わりにします。よろしく申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより報告第 10 号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第 10 号は，報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。報告第 10 号は，報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告第 11 号，取手市立公民館長の任命についてを議題といたします。

本件についての説明を染谷生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（染谷和之）

続きまして報告第 11 号，取手市立公民館長の任命について御報告いたします。

こちらは令和 3 年度の人事異動により，市職員の担当する公民館長の変更が生じ，令和 3 年 4 月 1 日付けで別紙のとおり任命いたしましたので報告します。

続きまして 2 ページを御覧ください。こちらは館長任命の法的根拠について示しております。参考資料のとおり，社会教育法第 27 条「公民館に館長を置き，主事その他必要な職員を置くことができる。」及び第 28 条「市町村の設置する公民館の館長，主事その他必要な職員は，当該市町村の教育委員会が任命する。」こちらが根拠法令となっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

本件につきまして質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結い

たします。

これより報告第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第 11 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。報告第 11 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

委員の皆様にお知らせをいたします。これから議題となります報告 7 と報告 8 につきましては、猪瀬委員が委嘱の対象に含まれております。猪瀬委員の一身上に関する事件となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、猪瀬委員は議事に参与することができません。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができることになっています。

猪瀬委員、会議への出席と発言を希望なさいますか。

○教育委員（猪瀬哲哉）

大丈夫です。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、会議室の外に退席をお願いをいたします。

〔猪瀬委員が会議室の外に退席〕

○教育長（伊藤 哲）

猪瀬委員が退席されました。

それでは報告 7、取手市立学校評議員の委嘱について、報告 8、取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について、以上 2 件を一括議題といたします。

本件についての報告を大越指導課長お願いいたします。

○指導課長（大越 茂）

報告 7、取手市立学校評議員の委嘱についてでございます。今回、御提示をしています名簿の後に、学校評議員の設置要綱がございます。そちらを御覧ください。第 2 条に、学校評議員の役割が示しております。そこにもありますとおり、学校の運営に関し学校評議員が意見を述べるということ、(1) から (3) までの規定がございます。また、第 3 条に、学校評議員の定数につきまして 5 人以下というところ、そして第 3 条 2 項には、その委員のうち少なくとも 1 人以上については、当該学校に在籍する児童生徒の保護者であるということが示されております。こういったものをもとに、各学校から御推薦いただいた方に対して、学校評議員を委嘱したいと考えております。その名簿が 2 ページ、3 ページに載っておりますので、御確認をいただければと思っております。なお、学校のほうからは推薦に当たりまして、お名前、それから肩書、そして推薦の理由、そして新規か継続かということでの御連絡をいただいております。

続きまして報告 8、取手市立学校関係者評価委員の委嘱についてでございます。これにつきましても、3 ページのほうに設置要綱がございます。第 2 条に、その定義がございますが、第 2 条の (1) (2) にございますとおり、学校等関係者評価につきましては、学校等が自ら行った評価に対しまして、その結果を踏まえて、当該学校等の児童の保護者その他の関係者が行う評価でございます。そして、この委員のほうなんです、第 3 条の 2 項にありますとおり、授業参観、学校行事等の参

観，それから学校等の施設及び設備の確認，それから校長その他の教職員及び児童生徒との対話などから評価を行ってまいります。第4条のほうには，組織としての示しがございまして，こちらにつきましても原則として委員5人以内となります。そのうち1人以上につきましてもは，当該学校に在籍する児童生徒の保護者のうちから委嘱しなければならないという規定がございます。こういったものを踏まえ，各学校より御推薦いただいた方に対して，学校関係者評価委員を委嘱するものでございます。以上，よろしくお願ひいたします。

○教育長（伊藤 哲）

報告は以上でございます。

本件に対しまして質疑，御意見ございましたらお願ひをいたします。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。学校評議員及び学校関係者評価委員の名簿なんですけど，お送りいただいて，実はこれ昨年度も同じようなことを御指摘申し上げました。具体的には，肩書，民生委員の肩書が間違っている方が1名，また退職されてもう既にその任にないのに，その肩書のまま残っている方が2名おられます。同じ方だと思いますが，去年も指摘して修正いただいたのが，また今年直っていないなと思ひまして，多分こちらの名簿をつくるに当たって，今御説明にあったように，学校側から肩書と氏名ということで御提出いただいたので，もともとの学校のほうで多分その肩書について，そこまでの御確認をされていないことと思ひますが，間違っていますので，学校から上げていただく時点で，例えばこの肩書の統一を図るためにも選択肢を提示して丸をつけてもらう等の——どれにも当てはまらない場合には書いていただく等の，そういった御配慮が必要かなと思ひます。もし必要でしたら，後でここここが違いますということをお話ししたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○指導課長（大越 茂）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

御指摘ありがとうございます。小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

2つの学校，3つですかね，5名に満たないところがありますけど，現在その辺はこれですとやるのか，それとも1名探しているのか，そんな状況はわかりますか。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

お答えいたします。これにつきましては5人以下という表記になっておりますので，その学校運営であつたり学校評価に当たって支障がなければということで，4人ということでもお受けをしているところでございます。新たに追加する予定はないということ伺っております。

○教育委員（小谷野守男）

わかりました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて報告 7 及び報告 8 の質疑，御意見を終結いたします。

以上で報告 7 及び報告 8 の議事を終わります。

猪瀬委員の会議室への入室を認めます。

〔猪瀬委員が入室して着席〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは報告 9，取手市子どもと親の相談員の委嘱について，報告 10，取手市学校教育相談員の委嘱について，以上 2 件を一括議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

報告 9，取手市子どもと親の相談員の委嘱について，別紙のとおり報告をさせていただきます。令和 3 年度子どもと親の相談員の方々の名簿，1 番から 13 番まで記載させていただいております。今年度は，8 名の方が継続，2 名の方が再任。以前勤めていただいて職を離れていたんですが，再任という形で 2 名の方に勤務をしていただいております。3 名の方が新規ということで，先週，今週と教育総合支援センターの職員が各校の勤務校に同行して，再度，勤務の形態について，また勤務校の管理職の先生について確認，御挨拶をさせていただいたところです。

続いて報告 10，取手市学校教育相談員の委嘱についてです。今年度から新たに設けました職でございますので，今年度，御報告をさせていただきます。今年度 2 名の先生を教育総合支援センターに配置して，学校教育相談員として勤務をしていただいております。職歴，担当校につきましては，御手元の資料を御覧いただけたらと思います。

以上で報告を終わりにします。

○教育長（伊藤 哲）

報告は以上でございます。

本件に対しまして質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。学校教育相談員の先生についてお伺いしたいんですが，2 名の先生方が相談員として御着任されるということで，担当校がこちらでございますが，市内の小学校全てではないということでよろしいでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

4 校ずつの小学校ということで，実は県のスクールカウンセラーが配置されていないところに，専門的にこの 2 名の方が行っただくというところです。この方たちに教育相談部会に参加していただく，また相談業務に当たっていただくといったところを狙いとしております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて報告 9 及び報告 10 の質疑，御意見を終結といたします。

以上で報告 9 及び報告 10 の議事を終わります。

次に，その他に入ります。

事務局から報告等をお願いをいたします。

○教育総務課長補佐（蛭原康友）

事務局から 2 点御報告ございますが，先にスポーツ振興課長のほうから御報告ございますのでお願いします。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

スポーツ振興課から，東京オリンピック・パラリンピックに関する行事の御案内をさせていただきたいと思っております。委員の皆様のお手元にお配りしてあります「聖火リレートーチツアー in IBARAKI」というチラシを御覧いただければと思っております。

今，全国でオリンピックの聖火リレーが行われているところですが，コロナの影響で沿道での声援なども自粛ですとかコース変更などが行われておりました，直接目に触れることの難しいトーチ，これを少しでも多くの方に見てもらいたいというようなことで，県内各市町村において，それぞれ大体 2 日程度ですが，展示を 4 月から行っているところでございます。

取手市では，駅ビルのアトレ取手 4 階の「たいけん美じゅつ場 VIVA（ビバ）」のラーニングルームにおきまして，来月 5 月 9 日（日曜日），10 日（月曜日）の 2 日間，このトーチの展示を行う予定となっております。

展示されるトーチは，実際に聖火リレーで使われているものと全く同じものでございまして，素材の一部には東日本大震災の復興仮設住宅，こちらのアルミ建築廃材が再利用されておりまして，成形につきましては新幹線の製造技術なども使われているということでございます。取手市以外のよその市町村でも展示会場に足を運んでいただくことが可能ですので，お時間があればぜひ御覧いただければと思っております。以上です。

○教育総務課長補佐（蛭原康友）

事務局から 2 点御報告いたします。委員さんの御手元のほうに，議会資料ということで，令和 3 年第 1 回取手市議会定例会におきます一般質問，こちらの教育委員会関連部分の抜粋をお配りしております。こちらについては，市のホームページに出ております市議会の会議録の速報版の抜粋になりますので，一部まだ未校正の部分もございます。お持ち帰りいただきまして，内容を御確認いただければと思っております。

2 点目，5 月の教育委員会定例会の日程について御案内いたします。現在，5 月 24 日（月曜日）に，次回の教育委員会定例会を予定させていただいております。正式な御通知を文書で差し上げますので，改めて御確認いただければと思っております。

事務局からの報告は以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

以上で，今定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

途中，石隈委員などの御都合で，議事の若干の入替えがございました。御了承いただきたいと思います。

特になければ以上で——何かありますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

風雪水害等による学校緊急対策連絡網の説明をいただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

連絡網ですか。これは総務課のほうから。

○教育総務課長補佐（蛭原康友）

そちら例年お配りしているものなんですけれども、災害ですとか非常事態が起きた場合に使用する緊急連絡網ということになっております。幹部職員の携帯電話番号ですとか、あと学校の災害非常携帯電話、災害時に優先的につながる電話、そういった番号などが記されております。基本的には、事務局内部で活用するものなんですけれども、例年、教育委員さんにも御提供しておりますので、個人情報に御留意の上、御活用いただければと思います。よろしく申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。特になければ以上でよろしいですか。

それでは、以上で令和3年第4回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後0時15分閉会